



**就業構造基本調査**  
平成24年10月1日

**働く未来を考える**  
日本の就業構造が明らかになります。  
調査員が伺いましたら、ご回答をお願いします。

総務省統計局・都道府県・市区町村

マクロ経済スライドで  
就業構造基本調査 調査票

<http://www.stat.go.jp/data/ishuhyou/2012/index.htm>

本年10月1日に就業構造基本調査が、全国一斉に実施されます。

この調査は、総務省統計局が主体となり5年に1度、全国から抽出された約47万世帯を対象に行われています。多様化する就業状況や産業構造の変化に伴う雇用流動化の実態など、就業に関する詳しい状況が明らかになり、雇用政策や経済政策などの各種行政施策を立案する際の基礎資料となりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、調査の対象となる世帯には、統計調査員が調査票の記入をお願いに伺います。

**対象地区**

笠間地区	赤坂の一部、石井の一部、笠間の一部、本戸の一部、稲田一部、福田の一部
友部地区	東平の一部、平町の一部、南友部の一部、鴻巣の一部、中市原・上市原の一部、住吉の一部
岩間地区	吉岡の一部、押辺の一部、市野谷の一部、下郷の一部

**調査内容** 15歳以上の方々を対象に、就業状況や就業に関する希望などについて調査します。

**問合せ** 企画政策課 統計グループ (内線214)  
※問合せは、平日の午前8時30分～午後5時15分まで

**ご安心ください！調査票の秘密は守られます！**

調査票に記入していただいた内容については、統計を作るためだけに用いられ、その他の目的に使用することは絶対にありません。

また、調査員や調査関係者が調査で知り得た事項を、他に漏らすことも禁じられています。

## 後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったりすること（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。（※）

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき、審査が必要です。審査の結果、後納制度による納付をご利用できない場合があります。また、老齢基礎年金を受給している方はお申し込みできません。

**（※）後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。**

詳しくは、下記年金事務所または「国民年金保険料専用ダイヤル」へお問い合わせください。

**お問い合わせ先**

◎水戸南年金事務所 TEL 029-227-3251

◎『国民年金保険料専用ダイヤル』  **0570-011-050** 050または070から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

**<受付時間>**

**月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分**  
ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで延長  
**第2土曜日 午前9時30分～午後4時**  
（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内 通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。